○○○○年○○月○○日

１．監査役会監査報告書の内容と根拠法令

|  |  |
| --- | --- |
| 2015年9月版　監査役会 | 根拠法令等 |
| **監　査　報　告　書** | 法381①、390②一、437･･･監査役(会)の権限、株主への提供 |
| 当監査役会は、 | 法326②、390･･･株主総会以外の機関の設置、監査役会の権限等 |
| ○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日までの第○○期事業年度の | 計規59②･･･各事業年度に係る期間 |
| 取締役の職務の執行に関して、 | 法381①･･･取締役の職務の執行を監査 |
| 各監査役が作成した監査報告書に基づき、 | 法381、施規129、計規127･･･監査役の監査報告の内容 |
| 審議の上、 | 施規130③、計規128③･･･監査役会における監査役監査報告の審議(1回以上) |
| 本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。 | 法437、施規130①②、計規128①②･･･監査役会の監査報告の作成・内容、株主への提供 |
| 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容 | 施規129①一、130②一、計規127一、128②一･･･監査役、監査役会の監査の方法・内容 |
| (1)監査役会は、監査の方針、職務の分担）等を定め、 | 法390②三･･･監査の方針、調査方法その他監査役の職務事項 |
| 各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、 | 法390④･･･監査役による監査役会への報告施規105④･･･監査役間の意思疎通・情報交換 |
| 取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 | 法381②･･･取締役その他使用人からの報告聴取及び状況の調査 |
| (2)各監査役は、 | 法381①･･･すべての監査役による監査報告の作成 |
| 監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、 | 法390②三･･･監査の方針、調査方法その他監査役の職務事項監査役監査基準･･･2021年12月16日 改正 |
| 取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。 | 施規105②一、三、105④･･･取締役その他使用人等との意思疎通、環境整備 |
| 1. 取締役会その他重要な会議に出席し、
 | 法383①･･･取締役会への出席義務等 |
| 取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。 | 法381②･･･取締役その他使用人からの報告聴取及び状況の調査法381③、施規105②二、105④･･･監査役による子会社からの報告聴取・調査 |
| ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。 | 法362④六、施規100①③･･･取締役の職務執行を確保するための体制(内部統制ｼｽﾃﾑ)内部統制システムに係る監査の実施基準･･･2021年12月16日 改正 |
| ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。 | 施規118三、五･･･会社の支配に関する基本方針、実現のための取組みの内容(いわゆる買収防衛策等) |
| ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、 | 法396⑤二、三、399･･･会計監査人の独立性、報酬等の適正性 |
| 会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 | 法397･･･会計監査人による監査役(会)に対する報告 |
| また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。 | 計規127四、131･･･会計監査人の職務の適正性を確保するための体制の確認 |
| 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。 | 法436①･･･監査役による計算書類等の監査法444④･･･監査役による連結計算書類の監査 |
| 2. 監査の結果 |  |
| (1)事業報告等の監査結果 | 施規129①、130②･･･監査役(会)の監査報告とその内容 |
| ①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。 | 施規129①二、130②二･･･監査報告の具体内容(事業報告)　 |
| ②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。 | 施規129①三、130②二･･･監査報告の具体内容(取締役の職務執行) |
| ③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。 | 施規129①五、118二、130②二･･･監査報告の具体内容(内部統制の体制整備) |
| ④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。 | 施規129①六、118三、130②二･･･監査報告の具体内容(買収防衛策等に対する意見) |
| ⑤　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。 |  |
| (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 | 計規127、128①･･･監査役(会)による計算関係書類監査 |
| 会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 | 計規127二、128②二･･･会計監査人による監査の相当性 |
| (3) 連結計算書類の監査結果 | 計規127、128①･･･監査役(会)による計算関係書類監査 |
| 会計監査人○○○○の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 | 計規127二、128②二･･･会計監査人による監査の相当性 |
| 3. 監査役○○○○の意見（異なる監査意見がある場合） | 施規130②、計規128②･･･監査役の異なる意見の付記 |
| 4. 後発事象（重要な後発事象がある場合） | 計規127三･･･重要な後発事象 |
| ○○○○年○○月○○日 | 施規130②三、132①、計規128②三、132① |
| ○○○○株式会社　監査役会 |  |
| 常勤監査役　　　　　　　　　　　　　　　○ ○ ○ ○ 印常勤監査役（社外監査役）　　　　○ ○ ○ ○ 印 　　　　社外監査役　　　　　　　　　　　○ ○ ○ ○ 印（自　署） | 監査役会規則･･･各監査役が署名･押印、常勤監査役及び社外監査役はその旨を記載 |

２．監査役会監査報告の法定記載事項と記載状況

|  |  |
| --- | --- |
| 法定記載事項(法令) | 記載状況 |
| 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容(施規130②一、計規128②一) | 「1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」として記載。 |
| 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見(施規129①二、130②二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に一として記載。 |
| 当該株式会社の取締役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実(施規129①三、130②二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に二として記載。 |
| 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(施規129①四、130②二) | 該当事実があった場合のみ記載。 |
| 第118条第二号に掲げる事項がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由(施規129①五、130②二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に三として記載。(内部統制システムに関する取締役会決議の内容) |
| 第118条第三号に規定する事項が事業報告の内容となっているときは、当該事項についての意見(施規129①六、130②二) | 「2．監査の結果(1)事業報告等の監査結果」に四として記載。(会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策等の内容、それらに対する監査役の意見) |
| 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由。会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容を通知しない場合は、会計監査報告を受領していない旨(計規127二、128②二) | 「2．監査の結果(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果」に記載。「2．監査の結果(3)連結計算書類の監査結果」に記載。 |
| 重要な後発事象(会計監査報告書の内容となっているものを除く)(計規127三、128②二) | 該当事実があった場合のみ記載。 |
| 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項(計規127四、128②二) | 「1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」中に記載。 |
| 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由(計規127五、128②二) | 該当事実がなかったため、記載せず。 |
| 監査役は、当該事項に係る監査役会監査報告の内容が当該事項に係る監査役の監査報告の内容と異なる場合には、当該事項に係る各監査役の監査報告の内容を監査役会監査報告に付記することができる(施規130②、計規128②) | 監査役会監査報告と異なる監査役の意見があった場合のみ記載。 |
| 監査役会監査報告を作成した日(施規130②三、計規128②三) | 作成日を記載。 |